

○ 社会医療法人の認定について（平成20年医政発第0331008号）

新	旧
<p style="text-align: center;">社会医療法人の認定について</p> <p>本文（略）</p> <p>第1～2 （略）</p> <p>第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 その他</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p><u>(6) 社会医療法人の税制上の取扱い</u></p> <p>① <u>社会医療法人については、次の税制上の措置が講ぜられたこと。</u></p> <p>イ <u>社会医療法人が法人税法（昭和40年法律第34号）別表第二（公益法人等の表）に追加されたこと。併せて、社会医療法人の法人税は、法人税法第66条第3項の規定により22%の税率が適用されること。</u></p> <p>ロ <u>社会医療法人が行う医療保健業（法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）が法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条に規定する収益事業の範囲から除外されたこと。これにより、当該医療保健業に係る法人税については、法人税法第7条の規定により非課税となること。</u></p>	<p style="text-align: center;">社会医療法人の認定について</p> <p>本文（略）</p> <p>第1～2 （略）</p> <p>第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 その他</p> <p>(1)～(5)（略）</p>

ハ 社会医療法人の法人税法上の収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は、法人税法第37条第5項の規定により当該社会医療法人の収益事業に係る寄附金の額とみなし、その損金算入限度額は、所得の金額の100分の50に相当する金額（当該金額が年200万円に満たない場合は年200万円）であること。

ニ 医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合には、法人税法第10条の3第1項及び第2項の規定により、認定を受けた日の前日に当該医療法人が解散し、認定を受けた日に当該社会医療法人が設立されたものとみなして、同条第1項及び第2項に規定する規定を適用すること。

ホ ニの場合については、法人税法第14条第2号の規定により、当該医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定を受けた日の前日までの期間及び社会医療法人の認定を受けた日からその会計年度終了の日までの期間を事業年度とみなして、同法の規定を適用すること。また、社会医療法人の認定を取り消された医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定が取り消された日の前日までの期間及び社会医療法人の認定が取り消された日からその会計年度終了の日までの期間についても同様とすること。

ヘ 社会医療法人の認定が取り消された場合にあつては、法人税法第64条の4第1項の規定により、当該社会医療法人の認定が取り消された日前の法人税法上の収益事業以外の事業による所得の

金額の累積額又は欠損金額の累積額は、当該社会医療法人の認定
が取り消された日からその会計年度終了の日までの期間の所得の
金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入すること。

ト 社会医療法人は、所得税法（昭和40年法律第33号）別表第
一（公共法人等の表）及び消費税法（昭和63年法律第108号）
別表第三に掲げる法人となること。

② 社会医療法人の認定を受けたときは、当該社会医療法人は、速や
かに、国税庁長官が定める届出書に都道府県知事（厚生労働大臣）
の認定書の写し及び定款又は寄附行為の写し等を添付し、これを納
税地の所轄税務署長に提出するものとする。なお、社会医療法
人の認定の取消しを受けた場合についても同様とし、この場合にお
いては、認定書の写しに代えて認定取消書の写しを添付するものと
すること。

③ 都道府県は社会医療法人を認定し、又は認定を取り消した場合は、
その旨を速やかに厚生労働省医政局に報告すること。厚生労働省医
政局は、都道府県からの報告を国税庁に情報提供するものとする。

(7) 特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い

租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けた医療法人（以
下「特定医療法人」という。）が会計年度の中途において新たに社会
医療法人の認定を受けた場合にあつては、当該会計年度開始の日か
ら当該認定を受けた日の前日までの期間について租税特別措置法施
行令（昭和32年政令第43号）第39条の25第5項及び租税特

別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第22条の15第2項の規定に基づく特定医療法人の承認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこと。

なお、当該認定を受けた日から租税特別措置法第67条の2第1項の規定による22%の法人税率の特例は適用されないことから、租税特別措置法施行令第39条の25第6項の規定に基づく特定医療法人の承認に係る税率の適用をやめるための届出書を当該認定を受けた日以後速やかに、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとする。

別添2-2（社会医療法人が関係書類を毎会計年度終了後3月以内に届ける場合）

決 算 届

本文（略）

1～2（略）

3. 決算届出関係書類一覧
（略）

注）（1）社会医療法人が医療法第52条第1項の規定に基づく書類の届出をしようとする場合、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類も併せて届出する必要があること。

（2）会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあっても、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間を含めて届出することに留意すること。

（3）会計年度の中途において社会医療法人の認定が取り消された場合

別添2-2（社会医療法人が関係書類を毎会計年度終了後3月以内に届ける場合）

決 算 届

本文（略）

1～2（略）

3. 決算届出関係書類一覧
（略）

注）（1）社会医療法人が医療法第52条第1項の規定に基づく書類の届出をしようとする場合、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類も併せて届出する必要があること。

にあつては、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類を届出する必要がないこと。

(4) 該当する書類にチェックをすること。

別添 5

社会医療法人の認定について

本文（略）

注 1. 認定後 2 週間以内に主たる事務所の所在地において、3 週間以内に
従たる事務所の所在地において、名称変更の登記をすること。

注 2. 認定を受けた後速やかに、国税庁長官が定める届出書に本認定書の
写し及び定款又は寄附行為の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務
署長に提出すること。

別添 6

社会医療法人の認定の取消について

本文（略）

注 1. 定款又は寄附行為に規定された名称の変更及び収益業務の削除等につ
いて、定款又は寄附行為の変更認可申請を早急に行うこと。

注 2. 認定の取消しを受けた後速やかに、国税庁長官が定める届出書に本
認定取消書の写し及び定款又は寄附行為の写し等を添付し、これを納税
地の所轄税務署長に提出すること。

(2) 該当する書類にチェックをすること。

別添 5

社会医療法人の認定について

本文（略）

注. 認定後 2 週間以内に主たる事務所の所在地において、3 週間以内に従
たる事務所の所在地において、名称変更の登記をすること。

別添 6

社会医療法人の認定の取消について

本文（略）

注. 定款又は寄附行為に規定された名称の変更及び収益業務の削除等につ
いて、定款又は寄附行為の変更認可申請を早急に行うこと。

○ 特定医療法人制度の改正について（平成15年医政発第1009008号）

新	旧
<p style="text-align: center;">特定医療法人制度の改正について</p> <p>本文（略）</p> <p>第1 改正の要点等</p> <p>1 改正後の要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 役員等の構成</p> <p>その法人の運営組織が適正であるとともに、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれらと租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の25第1項第2号イからハまでに掲げる特殊な関係がある者（以下「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも3分の1以下であること。</p> <p>なお、運営組織の適正性を保つ見地から、役員等の数は、理事について6名以上及び監事について2名以上としていること並びに評議員の数について理事の数の2倍以上としていること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 手続等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 各事業年度ごとの証明書の提出</p> <p>各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、当該事業年度におい</p>	<p style="text-align: center;">特定医療法人制度の改正について</p> <p>本文（略）</p> <p>第1 改正の要点等</p> <p>1 改正後の要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 役員等の構成</p> <p>その法人の運営組織が適正であるとともに、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれらと租税特別措置法施行令第39条の25第1項第2号イからハまでに掲げる特殊な関係がある者（以下「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも3分の1以下であること。</p> <p>なお、運営組織の適正性を保つ見地から、役員等の数は、理事について6名以上及び監事について2名以上としていること並びに評議員の数について理事の数の2倍以上としていること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 手続等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 各事業年度ごとの証明書の提出</p> <p>各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、当該事業年度におい</p>

て前記1（1）の基準を満たす旨の厚生労働大臣の証明書の交付を受けた上で、納税地の所轄の税務署を経由して国税庁に提出することとされたこと（当該事業年度終了の日において社会医療法人に該当する場合を除く。）。なお、当該証明書の交付手続については、前記（2）の承認申請時の手続に準じることとする。

また、証明書を提出する際に、前記1（2）（3）の要件を満たす旨を説明する書類を併せて提出しなければならないこととされた。

（4）～（7）（略）

（8）特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い

特定医療法人が会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあっては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間について租税特別措置法施行令第39条の25第5項及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第22条の15第2項の規定に基づく特定医療法人の承認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこと。

なお、当該認定を受けた日から租税特別措置法第67条の2第1項の規定による22%の法人税率の特例は適用されないことから、租税特別措置法施行令第39条の25第6項の規定に基づく特定医療法人の承認に係る税率の適用をやめるための届出書を当該認定を受けた日以後速やかに、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとする。

て前記1（1）の基準を満たす旨の厚生労働大臣の証明書の交付を受けた上で、納税地の所轄の税務署を経由して国税庁に提出することとされたこと。なお、当該証明書の交付手続については、前記（2）の承認申請時の手続に準じることとする。

また、証明書を提出する際に、前記1（2）（3）の要件を満たす旨を説明する書類を併せて提出しなければならないこととされた。

（4）～（7）（略）